

「徳島県立保健製薬環境センター年報投稿規定」

（目 的）

1 この投稿規定は、徳島県立保健製薬環境センター年報（以下「年報」という。）に掲載する原稿に関して必要な事項を定める。

（年報への掲載）

2 年報は、当センターの主要な業績報告書であり、当センターにおいて行った調査研究の成果等を掲載するものとする。

（投稿資格）

3 年報への投稿者は原則として徳島県立保健製薬環境センター職員（以下「職員」という。）とする。ただし、共同研究者については、この限りではない。共著者に他機関の者を含む場合は*印を付し、所属機関名を脚注欄に記載する。

（年報編集推進班）

4 （１）年報を編集、作成するため、毎年度ごとに年報編集推進班を設ける。

（２）年報編集推進班は、保健科学担当、製薬食品担当、大気環境担当、水質環境担当から選ばれた各１名ずつの班員で構成する。

（投稿の手続き）

5 （１）職員は、別に定める原稿作成要領に従って原稿を作成し、所属担当リーダーの校閲、決裁を受けた後、その原稿を電子媒体及び印刷物により、年報編集推進班に提出するものとする。

（２）原稿の執筆者は、原稿の内容について、あとで変更や取下げの必要が生じないように、年報への掲載について事前に関係者・関係機関の了解、あるいは必要であれば決裁を得ておかなければならない。

（原稿の審査等）

6 原稿は所長及び次長の査読を経た後、所長の審査により採否及び掲載区分を決定する。

なお、査読又は審査の途中において記載内容の修正あるいは検討を求める場合がある。

（年報の内容と原稿の種類）

7 （１）年報は業務報告編、調査研究編及び資料編で構成する。

（２）調査研究編及び資料編の原稿の種類は、次の４つとする。

①「総説」：保健製薬食品・環境分野の執筆者の複数年に渡る調査研究の成果等を取りまとめたもの。あるいは保健製薬食品・環境分野の既発表の研究成果、現状における問題

点、将来に向けての課題・展望を文献などにより総括し、解析したもの。

ただし、後者の場合は執筆者の研究テーマと関係が深い内容であることが望ましい。

②「調査研究」：原則として前年度の研究成果（受託事業または共同研究により実施したものを含む。）を取りまとめたもの。独創性があり、有意義な新知見を含む論文であることが望ましい。

③「短報」：断片的あるいは萌芽的研究であるが、新知見や新技術、価値あるデータを含むもの。完成度の面で「調査研究」としてはまとめ得ないもの。

④「資料」：調査結果、試験検査結果、または統計等をまとめたもので、記録として掲載し、残しておく必要があるものの。

（原稿の校正等）

8 校正は、執筆者の責任で行うものとする。校正は原則として誤植のみとし、校正時における文章や図表の追加、添削、変更は認めない。

（年報編集推進班の業務）

9 （１）年報編集推進班は、原稿募集、執筆原稿のとりまとめを行うとともに、校正、印刷、発送等の年報作成に必要な各種業務を支援する。

（２）年報編集推進班は、各年度ごとの年報の編集方針及び編集スケジュールを定め、所長に承認を得るものとする。

（３）年報編集推進班は、必要に応じ本投稿規定及び原稿作成要領を作成あるいは改訂するものとする。

（総務企画担当の業務）

10 （１）総務企画担当に年報に関する業務を行う者を置く。

（２）（１）に該当する者は、年報編集推進班と協力して年報作成の業務を行う。

（３）（１）に該当する者は、業務報告編の原稿とりまとめ及び責任編集を行う。

（４）（１）に該当する者は、査読終了後の原稿の印刷製本に必要な事務手続きを行う。

（著作権）

11 原稿の著作権は、徳島県立保健製薬環境センター及び徳島県に帰属する。

（年報の公開）

12 （１）年報に掲載した原稿は、徳島県立保健製薬環境センターホームページに電子データ（PDFファイル）により全文を掲載し、当該年度の１２月末までに公開するものとする。ただし、公開時期については、業務の都合等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

（２）前項ただし書きにより公開時期を延期する場合には、
所長の承認を要するものとする。

（その他）

13（１）その他、年報編集に必要な事項は、年報編集推進班
で協議する。

（２）本投稿規定に定めのない事項については、所内会議で
協議の上、所長が定める。

附 則

この規定は平成２８年４月１日より施行する。

この規定は令和３年４月１日より施行する。